

第2問 次の文章を読み、問1～問3に答えなさい。

平氏の滅亡後、源義経が源頼朝と対立すると、頼朝は、義経を捕らえることを口実に朝廷に強く迫り、1185年に、国ごとに軍事・警察を担当する守護を置くとともに、荘園や公領ごとに現地を管理・支配する地頭を置くことを認めさせた。こうして、本格的な武士の政権であるA鎌倉幕府が成立した。これ以後、鎌倉に幕府が置かれた時代をB鎌倉時代という。

この時代には、C農業の発達とともに、手工業や商業も盛んになった。また、貴族を中心とする伝統文化に加え、力を伸ばした武士や民衆の力強さが表れた新しい文化が生まれた。

問1 A———について説明した次の文章を読み、空欄1～3に当てはまる語句の組合せとして、正しいものを選びなさい。 No. 4

将軍は、御家人を守護や地頭に任命して、以前から所有していた領地を保護したり、新たな領地を与えたりした。これを 1 という。御家人は、将軍に忠誠を誓い、京都や鎌倉の警備についたり、一族を率いて命がけで戦ったりした。これを 2 という。このように、土地を仲立ちとして主従関係を結ぶ仕組みを 3 という。

- | | | | |
|---|------|--------|--------|
| ア | 1－御恩 | 2－兵農分離 | 3－封建制度 |
| イ | 1－御恩 | 2－奉公 | 3－幕藩体制 |
| ウ | 1－御恩 | 2－奉公 | 3－封建制度 |
| エ | 1－奉公 | 2－御恩 | 3－封建制度 |
| オ | 1－奉公 | 2－御恩 | 3－幕藩体制 |

問2 B———にかかわり、この頃の政治の特徴について説明した文として、正しいものを選びなさい。 No. 5

- ア 細川氏、斯波氏、畠山氏などの有力な守護大名が、将軍を補佐する中心的な職である管領についた。
- イ 藤原氏が、幼い天皇のかわりに政治を行う摂政や、成長した天皇を補佐する関白という職についた。
- ウ 太政官による政治が進められ、重要な役職の多くは薩摩・長州・土佐・肥前の4藩の出身者で占められた。
- エ 将軍が任命した老中が政治を行い、若年寄が老中を補佐し、旗本を監督したほか、寺社奉行など多くの役職が置かれた。
- オ 北条氏が、執権という地位につき、執権を中心とする有力な御家人の話し合いによって政治を行った。

第3問 次の文章を読み、問1～問3に答えなさい。

私たちは生活のために、働くことによって所得を手に入れ、企業などが生産した A 財やサービス を購入することにより、消費者として経済に関わっている。

日本では、1960年代に全国で消費者問題が大きな社会問題になり、1968年には消費者保護基本法が制定され、地方公共団体には、消費者からの相談を受けたり、情報を提供したりする消費生活センターが設置されるなど、 B 消費者を保護する仕組み が整えられた。

企業は、 C 公企業と私企業 に大きく分かれ、生活に必要な財やサービスを作り出す生産活動を担っている。

問1 A———について説明した文として、正しいものを選びなさい。

No. 7

- ア 財とは、企業が発行する社債や、国や地方公共団体が発行する国債や地方債のことである。
- イ 財とは、購入する際に、必ず売り手と買い手の間で正式な書類を交わした契約により購入されるものである。
- ウ 財とは、文芸、美術、音楽、ソフトウェアなどの著作物に関する権利や商標、特許、デザインに関する権利のことである。
- エ サービスとは、タクシーに乗ることや美容院で髪を切ることなど、形のない商品のことである。
- オ サービスとは、現金、銀行預金や生命保険、株式などの形で将来のために蓄えておくものである。

問2 B———にかかわり、消費者を保護する法律と法律の概要を説明した文の組合せとして、正しいものを選びなさい。

No. 8

【消費者を保護する法律】

- I 消費者契約法
- II 製造物責任法（PL法）

【法律の概要】

- a 訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合に、購入後8日以内であれば、消費者側から無条件で契約を解除できる。
- b 欠陥商品によって消費者が被害を受けた場合は、消費者が製品を作った会社の過失を証明できなくても、損害賠償を受けられる。
- c 業者側の不当な勧誘があった場合には、消費者が業者と結んだすべての契約を、取り消すことができる。

第4問 次の中学校学習指導要領解説（平成29年7月）「社会編」に示された指導計画の作成上の配慮事項について、問1、問2に答えなさい。

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。また、 にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。

各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野 時間、歴史的分野 時間、公民的分野 時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

問1 空欄1に当てはまる語句として、正しいものを選びなさい。

No.10

- ア 抽象的な理解
- イ 負担過重
- ウ 機械的な学習
- エ 知識に偏り過ぎた指導
- オ 網羅的に羅列する学習

問2 空欄2～4に入る語句の組合せとして、正しいものを選びなさい。

No.11

- | | | | |
|---|---------|---------|---------|
| ア | 2－135単位 | 3－100単位 | 4－115単位 |
| イ | 2－140単位 | 3－105単位 | 4－140単位 |
| ウ | 2－140単位 | 3－140単位 | 4－105単位 |
| エ | 2－115単位 | 3－135単位 | 4－100単位 |
| オ | 2－50単位 | 3－70単位 | 4－70単位 |